

令和5年4月27日
島根県防災部防災危機管理課
吉木、西村
TEL 0852-22-6281
FAX 0852-22-5930

島根県防災対策本部会議の開催結果について

1. 開催日時

令和5年4月27日（木）10時00分～10時20分

2. 会議概要

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、病院局長、企業局長、
教育長、県警本部長及び松江地方気象台観測予報管理官 外 計25名

3. 内容

(1) 大型連休中の気象状況について

【松江地方気象台】 大型連休中の気象状況について・・・資料1参照

(2) 大型連休中の防災危機管理対応について

【健康福祉部】 大型連休における健康福祉部の対応について・・・資料2参照

①外来診療を行う医療機関等の対応

- ・診療体制について、市町村が運営する在宅当番医、休日診療所に対応
- ・休日・夜間に急な子どもの急病等の相談については、「島根県子ども医療電話相談（#8000）」で対応
- ・在宅当番医、休日診療所等の情報を県ホームページに掲載

②新型コロナウイルス感染症への対応

- ・健康相談体制等として、発熱等症状のある方への受診先の案内などは引き続き「しまね健康相談コールセンター」で対応
- ・感染に不安を感じる無症状の方向けの無料検査は5月7日まで実施
- ・診療体制として、対応可能な診療・検査医療機関、地域外来・検査センター及び救急外来等で対応
- 5月7日までは、「しまね陽性者登録センター」で自己検査等の陽性者登録を受付。
- ・医療提供体制として、即時に入院対応ができる病床を229床確保、軽症者等の療養のための宿泊療養施設を133室確保
- 自宅療養については訪問看護ステーションや島根県フォローアップセンター等による健康観察・相談体制等を確保
- ・5月8日以降の対応については、4月25日の島根県対策本部会議の決定による。

【商工労働部】 ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策・・・資料3参照

・主要観光地の混雑対策として、

- ①出雲大社周辺では、4月29日、30日、5月3日から6日まで主要交差点及び出雲大社周辺駐車場に警備員を配置。5月3日から6日まで臨時駐車場を約70台確保し、全体で1,600台分を確保

②松江城周辺では、4月29日から5月7日まで臨時駐車場に警備員を配置し、土日祝日に利用できる無料の「おもてなし駐車場」（県庁駐車場約410台）に加え、無料臨時駐車場を約70台確保

- ・渋滞状況、駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで情報提供
- ・観光客からの問い合わせに対して、各市町村の観光協会に対応

【土木部】 大型連休期間中における公共土木施設等の安全管理の強化について

・・・資料4参照

- ・県発注の工事現場における安全管理を強化
- ・県管理施設（指定管理含む）の安全管理を強化
- ・公衆災害発生時等、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制を確認、徹底

【防災部】 大型連休中の危機管理体制について・・・資料5、資料6参照

- ・連休期間中も、自然災害や危機管理事案の発生、又はそのおそれがある場合には、職員が直ちに登庁し、対応する体制を確保
- ・危機管理事案等が発生した場合は、速やかに県庁危機管理当直まで連絡するよう依頼
- ・県の各部局、地方機関においては、災害体制基準と職員の緊急連絡先を確認し、職員の参集体制の確保、「しまね防災メール」などによる最新の気象情報等の確認の徹底を依頼
- ・各部局においては、弾道ミサイルの発射などに備え、連休期間中の関係機関との連絡体制の確保を依頼

(3) 知事指示事項等について

(県職員向け)

各部局、地方機関においては、地震などの自然災害や弾道ミサイル発射などの危機管理事案に備え、初動に遅れが生じないように、今一度、県の体制や職員、関係機関との緊急連絡体制を確認すること。

外来診療を行う医療機関等の対応について、連休中の診療体制の情報提供を行うとともに、新型コロナウイルス感染症については、この連休中も、県民の皆様からの相談を受ける体制を確保し、的確に対応すること。

(市町村向け)

市町村におかれましても、災害や危機管理事案の発生に備え、休日・夜間を含む緊急時の県との連絡体制の確認を、再度お願いします。

北朝鮮による弾道ミサイルなどの発射に備え、Jアラートによる情報伝達があった場合は、防災行政無線による放送により、確実に県民の皆様には伝達されるよう対応に万全を期するよう重ねてお願いします。

島根県防災対策本部会議

日 時：令和5年4月27日（木）10時00分～

場 所：島根県庁6階 講堂

議 題

1. 大型連休中の気象状況について
2. 大型連休中の防災危機管理対応について
3. 知事指示事項等について

配付資料

- （資料1）大型連休中の気象状況
- （資料2）大型連休における健康福祉部の対応について
- （資料3）ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策
- （資料4）大型連休期間中における公共土木施設等の安全管理の強化
- （資料5）災害体制の基準
- （資料6）弾道ミサイル発射に係る危機管理対応に関する情報伝達体制等について

大型連休中の気象状況について

令和5年4月27日
松江地方気象台

大型連休中の気象状況について

週間天気予報

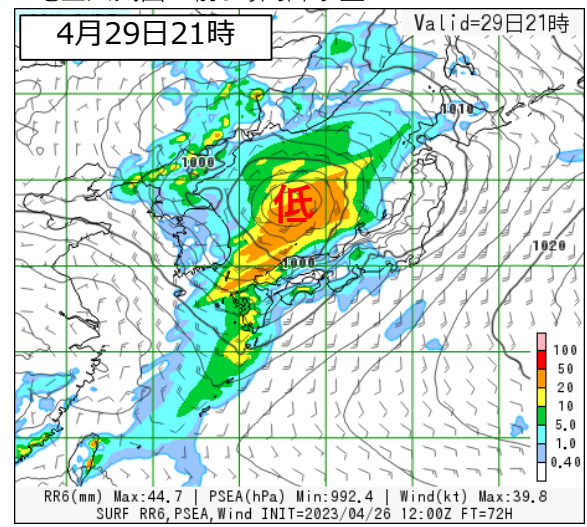
島根県の天気予報 (6日先まで)								
2023年04月27日05時 松江地方気象台 発表								
日付	今日 27日(木)	明日 28日(金)	明後日 29日(土)	30日(日)	01日(月)	02日(火)	03日(水)	
島根県	晴 ☀️	晴 ☀️	曇後雨 ☁️🌧️	曇一時雨 ☁️🌧️	晴時々曇 ☀️☁️	晴時々曇 ☀️☁️	曇時々晴 ☁️☀️	
降水確率(%)	-/0/0/0	0/0/0/0	70	50	20	10	30	
信頼度	-	-	A	C	A	A	B	
松江 気温 (°C)	最高	21	24	21 (20~25)	19 (18~23)	21 (18~24)	24 (20~27)	25 (21~27)
	最低	-	10	13 (11~15)	13 (10~15)	11 (9~13)	10 (7~12)	10 (8~13)
向こう一週間 (今日から6日先まで) の平年値								
降水量の7日間合計				最低気温		最高気温		
松江 平年並 11 - 33mm				11.0°C		21.4°C		

信頼度
 3日目以降の降水の有無について、予報が適中しやすいかを示す情報
 A：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性がほとんどない
 B：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が低い
 C：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が信頼度Bよりも高い

早期注意情報 (警報級の可能性)

	28日	29日	30日	1日
大雨	-	-	-	-
暴風	-	-	-	-
波浪	-	-	-	-
高潮	-	-	-	-

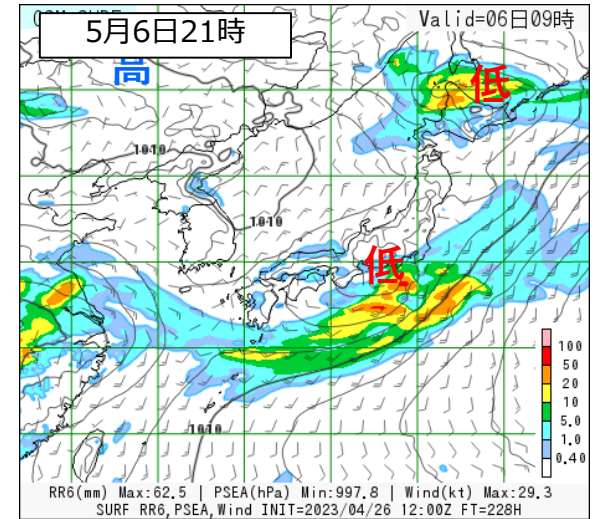
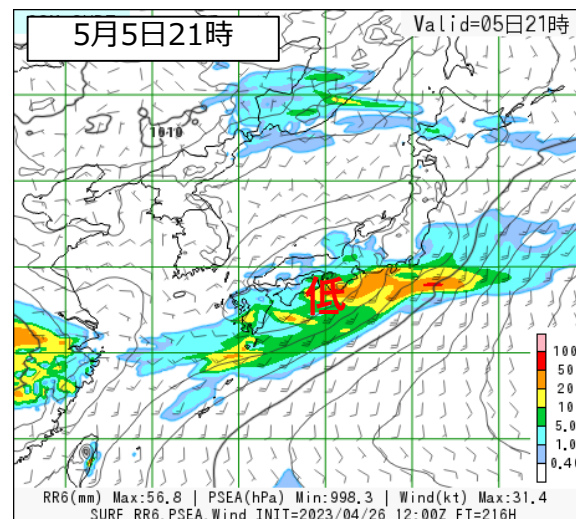
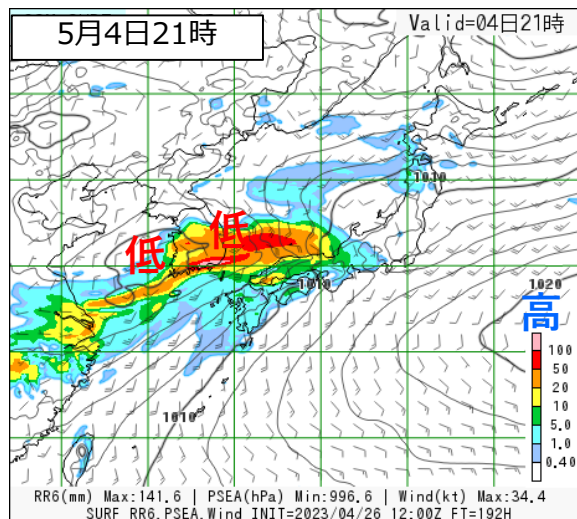
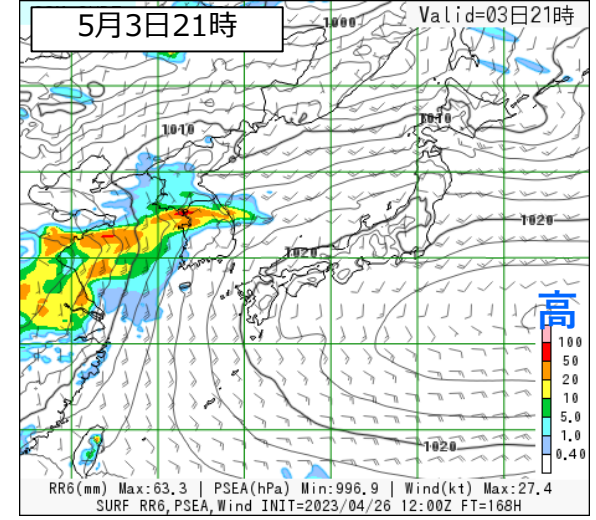
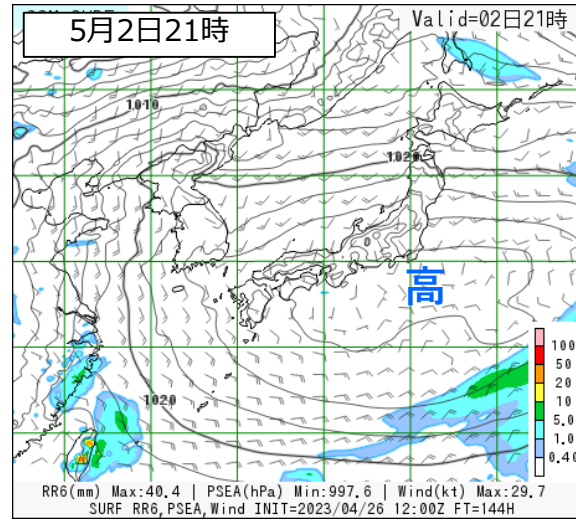
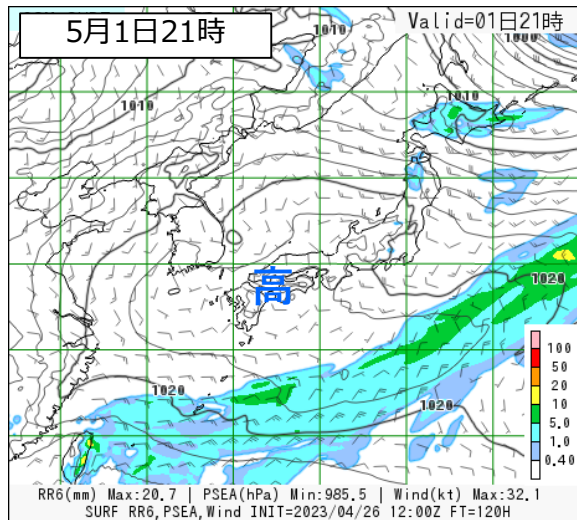
地上天気図と前6時間降水量



29日は気圧の谷が通過するため雨が降り、激しい雨の降るおそれがあります。大雨注意報を発表する可能性があります。その後、高気圧に覆われ、おおむね晴れるでしょう。

大型連休中の気象状況について

地上天気図と前6時間降水量



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したものです。実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

数値予報資料では、5月4日から5日にかけて気圧の谷が通過するため雨が降るでしょう。なお、4日以降は、数値予報資料の予想が安定していないため不確実性があります。大雨については今後の気象情報に留意してください。

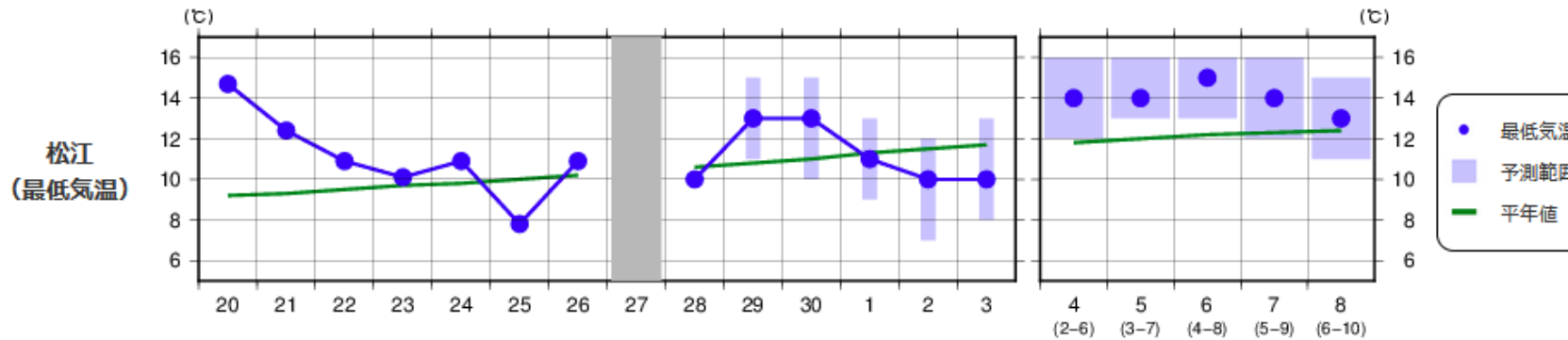
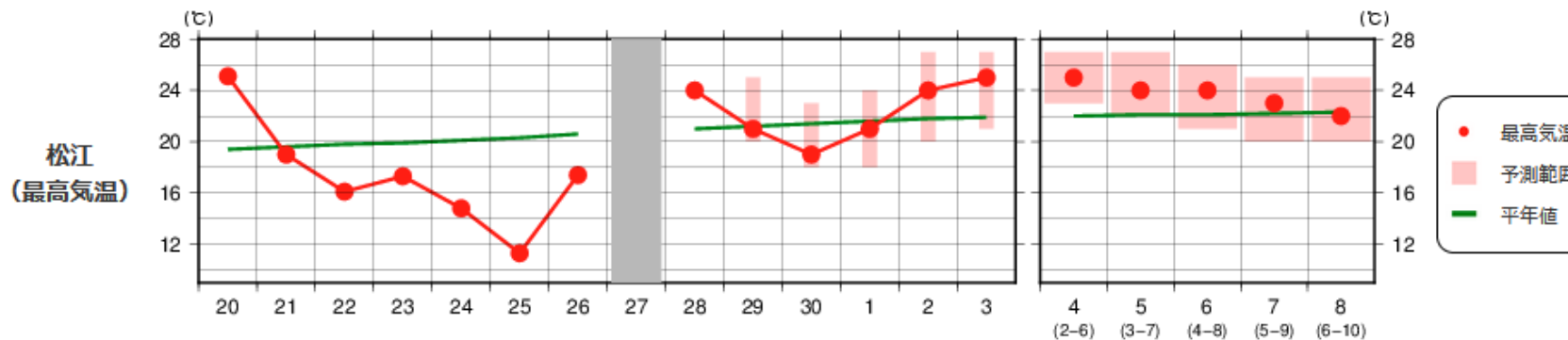
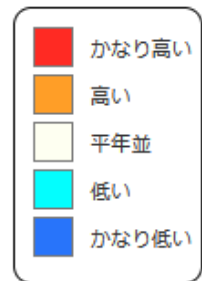
2週間気温予報

府県

2023年4月27日5時更新

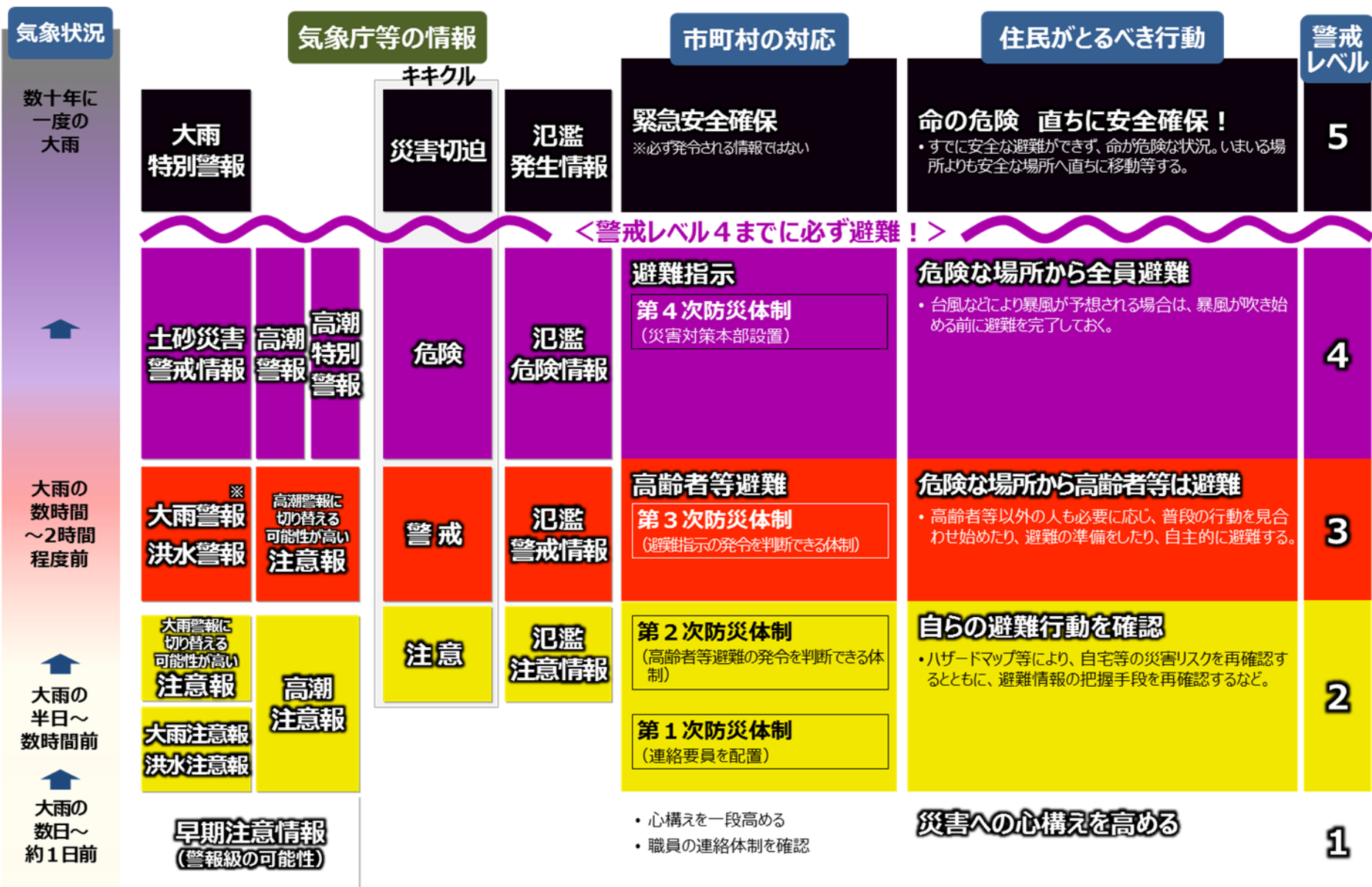
[松江](#) | [中国地方](#)

日付	過去の実況							1週目の予報（日別）					2週目の予報（5日間平均）						
	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	1 月	2 火	3 水	4 木 (2~6日)	5 金 (3~7日)	6 土 (4~8日)	7 日 (5~9日)	8 月 (6~10日)
松江 (最高気温)	25.1	19.0	16.1	17.3	14.8	11.3	17.4	当日	24	21	19	21	24	25	25	24	24	23	22
松江 (最低気温)	14.7	12.4	10.9	10.1	10.9	7.8	10.9	当日	10	13	13	11	10	10	14	14	15	14	13



参考資料

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

熱中症警戒アラートについて

令和5年度は4月26(水)から10月25日(水)まで実施



熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による死亡者数・救急搬送人員は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると熱中症対策は極めて重要



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い暑さ指数(WBGT)を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱への影響の大きい
気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照



5. 情報の伝達方法 (イメージ)



※ 農作業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が33以上になると予測した場合に発表

暑さ指数(WBGT)	注意すべき暑熱環境	注意すべき暑熱環境	注意すべき暑熱環境
33以上	暑熱環境が極めて高く、熱中症の発生が極めて危険な状態となる。	熱中症の発生が極めて危険な状態となる。	熱中症の発生が極めて危険な状態となる。
32-33	暑熱環境が高く、熱中症の発生が危険な状態となる。	熱中症の発生が危険な状態となる。	熱中症の発生が危険な状態となる。
31-32	暑熱環境がやや高く、熱中症の発生が注意される状態となる。	熱中症の発生が注意される状態となる。	熱中症の発生が注意される状態となる。
30-31	暑熱環境がやや高く、熱中症の発生が注意される状態となる。	熱中症の発生が注意される状態となる。	熱中症の発生が注意される状態となる。

注1) 日本気象学会指針より引用
 注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

<地域単位>

- 気象庁の府県予報区等単位で発表
- 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数(WBGT)も情報提供

<タイミング>

- 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
- 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
- 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。

(例)

- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
- エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
- のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。



7. 令和4年度の実績 (全国)

発表地域: 46地域/58地域
 発表日数: 85日/183日
 延べ発表回数: 889回
 ※4/27~10/26
 (4月第4水曜から10月第4水曜まで)

【参考】令和3年度の実績

発表地域: 53地域/58地域
 発表日数: 75日/183日
 延べ発表回数: 613回
 ※4/28~10/27
 (4月第4水曜から10月第4水曜まで)

※令和3年から全国運用開始

大型連休における健康福祉部の対応について

1. 外来診療を行う医療機関等の対応

(1) 診療体制

市町村が運営する在宅当番医、休日診療所で対応

なお、休日・夜間に子どもの急病等で受診すべきかどうかの相談については、

「島根県子ども医療電話相談（#8000）」で対応

（県のホームページに以下の情報を掲載）

- ・在宅当番医、休日診療所等の情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/byouin-shinryosho/kyuuzitusinryosho/zaitakutouban-kyoujitusinryou_syo.html

- ・「島根県子ども医療電話相談（#8000）」の情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryo/8000/

2. 新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 健康相談体制等

- ・発熱等症状のある方への受診先の案内などは「しまね健康相談コールセンター」で対応

【しまね健康相談コールセンター】

開設時間：8:30～21:00 ※症状悪化など緊急の場合はこれ以外の時間も受付

- ・感染に不安を感じる無症状の方向けの無料検査は5月7日まで実施

(2) 診療体制

- ・対応可能な診療・検査医療機関、地域外来・検査センター、救急外来で対応
- ・圏域によっては、かかりつけ医による電話相談対応を実施
- ・しまね陽性者登録センターで自己検査等の陽性者登録を受付

(3) 医療提供体制

①病床の確保状況

即応病床：229床

②宿泊療養

軽症者や無症状者の療養のための宿泊療養施設133室を確保

③自宅療養

訪問看護ステーションや島根県フォローアップセンター等による健康観察・相談体制等を確保

(注) 5月8日以降の対応については、4月25日の島根県対策本部会議で決定したものによる

ゴールデンウィーク期間中の観光案内及び渋滞対策

令和 5 年 4 月 2 7 日
商工労働部観光振興課

1. 主要観光地の混雑対策

○出雲大社周辺（4月29日、30日、5月3日～6日）

- 出雲大社勢溜等の主要交差点及び出雲大社周辺駐車場に警備員を配置
（4月29日、30日、5月3日～6日）
- 出雲大社周辺に臨時駐車場（約70台分）を確保し、
全体で1,600台分を確保
（5月3日～6日）
- 渋滞状況、駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介（1時間おきに更新）

https://www.taisha-jutai.com/index_t.php

※新型コロナの感染状況によっては、一部対策について未実施の可能性あり

○松江城周辺（4月29日～5月7日）

- 土日祝日の「おもてなし駐車場」（県庁駐車場約410台）に加え、
臨時駐車場（約70台分）を確保
- 松江城周辺と臨時駐車場に警備員を配置
- 駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介

<https://www.kankou-matsue.jp/information/parking>

2. 連休中の観光案内

< 市町村の体制 >

○観光協会案内窓口で対応（14）

浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、邑南町、
津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

○観光案内所で対応（3）

松江市、出雲市、雲南市

○未実施（2）

川本町、美郷町

<参考> 出雲大社周辺の人出 [出雲市公表値]

令和4年：40万人（4月29日～5月8日の10日間）

令和3年：19万6千人（4月29日～5月5日の7日間）

令和2年：5万8千人（4月25日～5月6日の12日間）

2023年

GW
ゴールデンウィーク

出雲大社へ

お越しのみなさまへ!

出雲大社周辺 

情報提供期間 2023年5/3(水・祝)~5/6(土)

大社 渋滞

検索 

<http://www.taisha-jutai.com>

渋滞・駐車場 情報提供サイト

~渋滞状況・駐車場満空状況が今すぐ確認できる!~



※QRコードは、機種によっては見られない場合があります。



出雲大社周辺地図



駐車場ののご案内

(出雲大社周辺拡大図)



無料
おもてなし駐車場

おもてなし駐車場
(無料駐車場)もご
いますのでご活用ください。

こののぼりが目印!

※下記のホームページで最新情報をご確認下さい。

大社交通渋滞対策実行委員会事務局 【TEL】 0853-21-6588 【HP】 <http://www.taisha-jutai.com>

駐車場ガイドマップ

駐車場情報はこちら <https://www.kankou-matsue.jp>

松江をスマホで楽しもう

**おもてなし駐車場は、観光客の皆様にご利用
いただく為に土日祝日に開放します。
所有者の都合により利用できない場合があります。**

市営(松江城大手前、城山西)駐車場駐車料金割引制度
★以下の観光施設等で駐車券を提示して認証を受けると駐車料金を割引いたします。

対象観光施設等	
・松江城天守	・松江歴史館
・松江歴史館	・松江ホーランエンヤ伝承館
・明々庵	・武家屋敷
・田部美術館	・小泉八雲(ヘルン)旧居
・小泉八雲記念館	・ぐるっと松江堀川めぐり
割引内容	
・市営松江城大手前駐車場	8:00~19:00までの駐車料金 上限800円
・市営城山西駐車場(普通車)	駐車料金 半額



松江観光協会
公式HP

おもてなし駐車場(土日祝)
松江商工会議所駐車場
(無料)普通車47台
※利用可能時間:8時~21時
※会議・行事等により駐車
できない場合があります

【臨時駐車場】
創価学会第1駐車場
無料
普通車約70台
(9:00~18:00)

市営松江城大手前駐車場
普通車300円/1H未満より
普通車67台
※対象観光施設の見学で駐車
料金の割引があります

おもてなし駐車場(土日祝)
県職員駐車場
(無料)普通車240台

おもてなし駐車場(土日祝)
島根県庁駐車場
(無料)普通車80台
※一部駐車できない
区域があります

おもてなし駐車場(土日祝)
県庁南庁舎駐車場
(無料)普通車50台

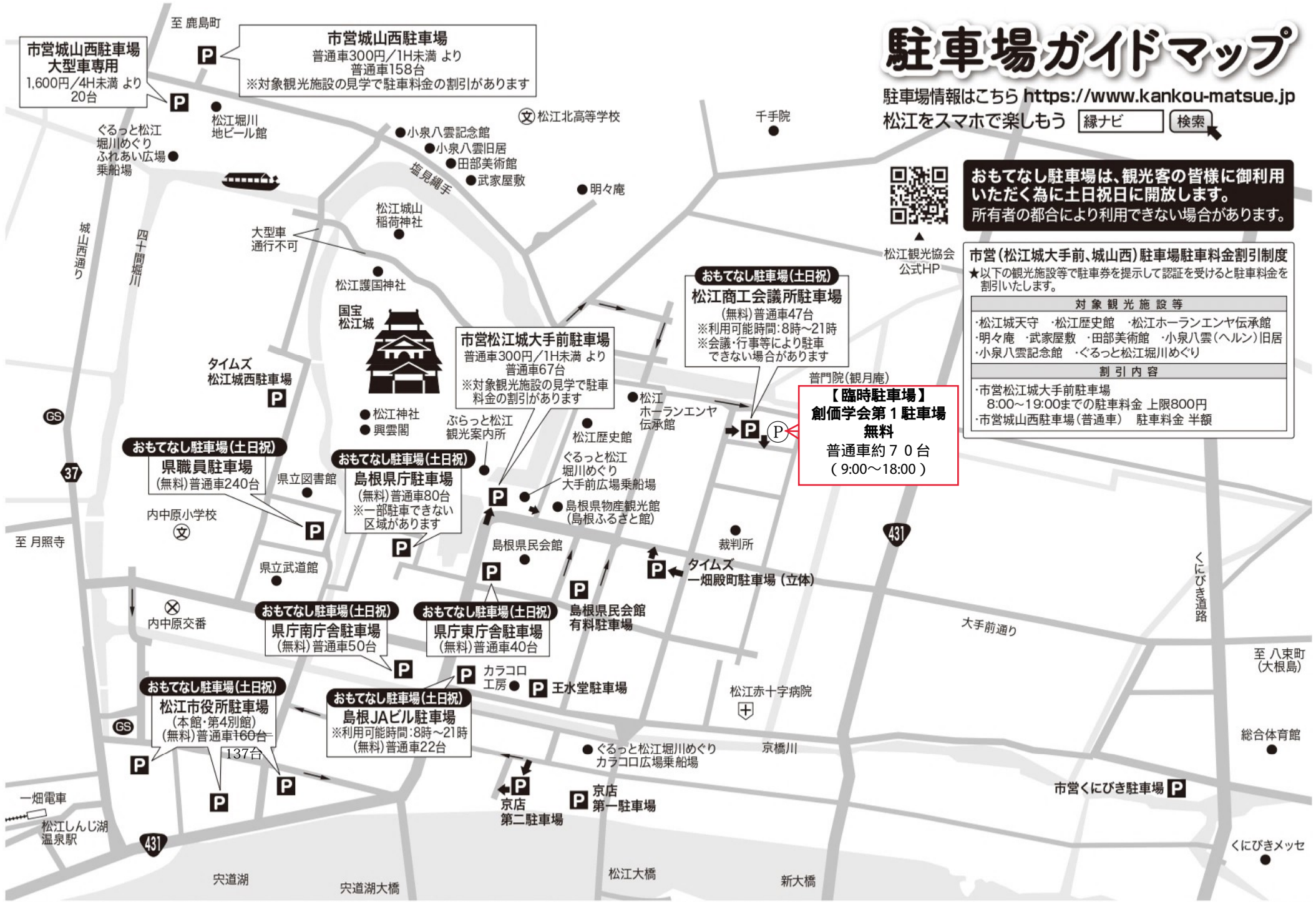
おもてなし駐車場(土日祝)
県庁東庁舎駐車場
(無料)普通車40台

おもてなし駐車場(土日祝)
松江市役所駐車場
(本館・第4別館)
(無料)普通車160台
137台

おもてなし駐車場(土日祝)
島根JAビル駐車場
※利用可能時間:8時~21時
(無料)普通車22台

市営城山西駐車場
大型車専用
1,600円/4H未満より
20台

市営城山西駐車場
普通車300円/1H未満より
普通車158台
※対象観光施設の見学で駐車料金の割引があります



※本情報は2021年6月時点の情報をもとに作成しています。発行後、料金やデータ等が変更されている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

令和5年4月27日

土木部

大型連休期間中における公共土木施設等の安全管理の強化について

1. 工事現場の安全管理強化
 - 県発注の工事現場において、保安施設設置の徹底・確認等、安全管理の強化について受注者に指示、徹底
 - 特に、道路については、夜間事故防止のため、連休前に赤色灯・保安灯の点検に重点を置いた夜間パトロールを実施
2. 県管理施設の（指定管理含む）の安全管理強化
 - 道路について、路面や斜面等についてのパトロールを実施し、危険箇所については必要な措置を実施（穴ぼこの補修等）
 - 親水護岸等の一般の利用が予想される施設について、点検を行い、不具合等が見られる場合は必要な措置を実施
 - 公園施設について、遊具や各種施設の施設点検等を実施
3. 緊急連絡体制の確認
 - 公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認、徹底

災害体制の基準

令和5年4月27日
防 災 部

(1) 風水害災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
	2 防災危機管理課長が必要と認めたとき	防災危機管理課長が決定し、配備する	—	防災部の指定された職員を配備
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、配備する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	風水害第1又は第2動員を配備 ※1
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害対策本部	1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	3 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置し、かつ島根県が所管区域として告示されたとき	自動設置	自動設置	風水害第3動員を配備
	4 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	5 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。

- 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。
- 風水害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。
- 県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。

(2) 地震災害体制の基準

体制	震 度 等	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
警戒体制	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備	配備なし	防災部の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定し、指示する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 地区の区域及び隣接地区については、以下のとおり。
- 3 地震災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 4 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。

(3) 津波災害体制の基準

体制	津波警報・注意報	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。

消防国第 52 号
消防運第 33 号
消防参第 291 号
消防広第 149 号
令和 5 年 4 月 24 日

各都道府県国民保護担当部局長 殿

消防庁国民保護・防災部
国民保護室長
国民保護運用室長
参事官
広域応援室長

弾道ミサイル発射に係る危機管理対応に関する情報伝達体制等について

本日、内閣官房から別添 1 「弾道ミサイル発射に係る情報伝達について」（令和 5 年 4 月 24 日付け閣副事態第 2 2 4 号内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付内閣審議官通知）により、昨今の国際情勢を踏まえた情報伝達に関する考えが示されました。

つきましては、各都道府県及び各市区町村においては、下記のとおり、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）等による国民保護情報の伝達体制等について万全を期するようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村及び消防機関に対し、この旨周知をお願いします。

記

1 Jアラート等による国民保護情報の伝達体制

(1) 確実な受信体制

内閣官房からの Jアラート、緊急情報ネットワークシステム（以下「エムネット」という。）及び消防庁からのメール等により伝達される情報を確実に受信できる体制をとること。

(2) 住民に対する情報伝達体制

各市区町村は、取得した情報を Jアラートの自動起動による放送等により、確実に住民に情報伝達する体制を確保すること。そのため、別紙 1 「Jアラート受信機の設定確認手順」、別紙 2 「Jアラート関連機器点検チェックシート」及び別紙 3 「受信機状態表示画面」に基づき、機器の設定確認や再点検を徹底すること。

また、受信機の故障や関連機器の不具合等を確認した場合は、速やかに別紙4「Jアラートに関する不具合の改善結果（予定）報告」により報告するとともに、エムネットや緊急速報メール等の情報に基づき、即座に住民に情報伝達できる体制を24時間体制で整えること。

2 Jアラートによる国民保護情報が配信された際の対応

国からの弾道ミサイル情報等の国民保護情報が配信された際には、住民への情報伝達状況について、同時配信される一斉配信・収集機能によるメールアンケートに1時間以内に回答するとともに、次のとおり報告すること。

- ・報告方法：上記回答後速やかに、別紙5「Jアラート作動状況調査表（詳細）」により報告すること。
- ・報告先：市町村は都道府県、都道府県は消防庁
※Excel形式によること。

3 都道府県及び市区町村における防災・危機管理体制の確認

- (1) 都道府県及び市区町村における休日・夜間を含む情報収集・報告態勢等の防災・危機管理体制について点検を行い、緊急時の情報収集・伝達等に万全を期すること。とりわけ、4月29日以降のいわゆる大型連休期間において、対応に遺漏が生じることのないよう、交代制による即応態勢を構築するなど十分配慮すること。
- (2) 消防、自衛隊、警察、海上保安庁等、関係機関との連絡を確保すること。

4 消防機関における態勢等について

- (1) 警察や自衛隊との情報収集等連携体制を確立すること。
- (2) 資機材の点検を行うとともに、相互応援態勢や、県内応援態勢、NBC災害即応部隊も含めた緊急消防援助隊の出動態勢の確認を行うこと。
- (3) 弾道ミサイルの発射に伴い一部の部品等が日本の領域内に落下した場合、何らかの有毒物質が含まれている可能性があるため、別添2「北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う落下物への対応要領について」（平成29年8月16日付け消防庁国民保護・防災部参事官及び国民保護運用室長事務連絡。）に基づき、適切に対応すること。

閣副事態第 2 2 4 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

各指定行政機関危機管理部局長 殿
各 都 道 府 県 知 事 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付
内閣審議官 齋藤 秀生

弾道ミサイル発射に係る情報伝達について

令和 5 年 4 月 1 9 日、北朝鮮は軍事偵察衛星 1 号機が完成したこと、及び同衛星を計画された期間内に発射できるように、最終準備を早期に終え、今後、連続的に数個の偵察衛星を多角配置して偵察情報収集能力を堅固に構築させようとする金正恩国務委員長の指示が発出された旨発表しました。

これらを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 8 2 条の 3 の規定により弾道ミサイル等に対する破壊措置を命じる可能性があることから、所要の準備を行うこととしています。

弾道ミサイルが発射され、我が国の領土・領海に落下する又は我が国領土・領海の上空を通過する可能性があると判明した場合には、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び緊急情報ネットワークシステム（エムネット）を使用して情報伝達を行うこととしております。

情報伝達の流れや伝達する文言等については、資料 1～3 のとおりです。

つきましては、指定行政機関危機管理部局長にあつては、所管する指定地方行政機関及び指定公共機関に対して、都道府県知事にあつては、貴都道府県内の市区町村及び指定地方公共機関に対して、周知をお願いします。

資料 1～3 省略